

基本理念

「男女がともに生き ともにつくる社会の実現に向けて」

すべての人の人権が社会のあらゆる場面において尊重され、自らの能力や個性を自由に発揮し、豊かな人生を送ることができる社会を築いていくことは、女性と男性が平等に生きていくための基本的条件といえます。

しかしながら、性差別や性別役割分担意識は依然として残っており、男女が性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、参画することのできる社会には至っていないのが現状です。

白岡町は、社会のあらゆる分野に女性と男性がともに参画する機会が保障され、男女がともに責任を分かち合い、性別にとらわれず、自分らしくいきいきと豊かな充実した生活を送ることができる男女共同参画社会を実現するため、「男女がともに生き ともにつくる社会の実現にむけて」を基本理念として、白岡町男女共同参画プランを推進します。

男女共同参画社会

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

計画を進めるために

- 1 町民の皆さんとともに計画を推進していきます。
～町民との協働による計画の推進～
- 2 全庁的に施策を推進していきます。
～庁内推進体制の整備・充実～
- 3 法制度の充実など、プラン推進に必要な事項を国や県等へ要望していきます。
～国・県等への要望～
- 4 男女共同参画を推進するため条例制定に向けて検討を進めます。
～男女共同参画を推進するための条例の整備～

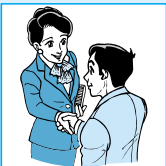
この計画は、平成16年度から平成21年度までの6年間を計画期間とします。なお、今後の社会状況の変化や施策の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

5つの目標（基本目標）



1 男女共同参画の意識づくり

女性と男性が、お互いに認め合い、尊重しあいながら、一人ひとりが自分らしく、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。



2 男女がともに働きやすい環境づくり

女性と男性がともに平等の立場で仕事のできる職場環境を目指します。



3 男女共同参画をすすめる社会づくり

女性も男性も、性別役割分担意識にとらわれず、ともに仕事と家庭生活を両立できる社会を目指します。



4 男女共同参画によるいきいきしたまちづくり

女性と男性が、ともに支えあいながら社会を築いていくためには、社会の様々な分野において重要な決定をするときに、女性と男性双方の意見や要望が、公平に反映されることを目指します。



5 男女の人権を守る体制づくり

すべての人の人権が尊重され、安心して生活することができる社会を目指します。

皆さんの参画を募集します



しらおか男女共同参画推進会議

いきいき
発言をお待ち
しています!

募集人員 5名

任期 2年

内容等 「しらおか男女共同参画プラン」の各施策の進捗状況のチェックや、プラン推進のための提言など。会議開催は、年2回程度。

資格 町内在住・在勤の18歳以上のかた

応募方法 住所、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）を明記のうえ、応募の動機、自己PRを添えて、直接または郵送でご応募ください。

締切り 6月25日(金)選考結果はご本人に通知します。

応募・問合せ先 広聴広報課人権担当 内線354
〒349 0292 白岡町大字千駄野432

6月23日～6月29日は
男女共同参画週間
です

問合せ先 広聴広報課人権担当 内線354



男女がともに生き ともにつくる社会の 実現に向けて



新たに 白岡町男女共同参画プランを策定

町では、平成10年3月に、町民参画による提言に基づいた「白岡町男女共同参画プラン（計画期間平成10年度～平成15年度）」を策定し、さまざまな施策を展開してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識は依然として残っているうえ、女性に対する暴力の問題など、新たな課題も生じてきています。

また、急速に進む少子・高齢化の中では、子育てや介護への男性の参加、女性の職場へのさらなる進出など、男女がともに社会参画することのできる環境を構築することが求められています。

こうした状況や、これまでの施策等を踏まえて、新たな課題や取り組むべき施策の方向性を明らかにし、男女共同参画社会形成への施策を計画的に推進するため、新たに「白岡町男女共同参画プラン」を策定しました。



庁舎1階アトリウム、公民館、図書館などで閲覧できます。

●●● 施策の体系 ●●●

基本理念 — 基本目標 — 主要課題

男女がともに生き
ともにつくる社会の実現に向けて

- 1 男女共同参画の意識づくり
 - (1)男女平等の意識啓発の推進
 - (2)幼児期からの男女平等教育の推進
- 2 男女がともに働きやすい環境づくり
 - (1)男女がともに働きやすい条件整備
 - (2)労働に関する相談体制の充実
- 3 男女共同参画をすすめる社会づくり
 - (1)男女共同参画の子育て・介護支援の促進
 - (2)生涯にわたる女性の健康づくり
- 4 男女共同参画によるいきいきしたまちづくり
 - (1)政策・方針決定の場への参画促進
 - (2)地域・社会活動への参画促進
 - (3)国際社会への理解・促進
- 5 男女の人権を守る体制づくり
 - (1)女性や子ども、高齢者に対する暴力の根絶
 - (2)暴力・虐待などの相談体制の整備